

(別添)

令和2年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」

重点方針

<業務発注準備段階>

1. 適切な入札・契約方式の選定

- 受発注者の負担軽減を図るため、技術者評価を重視した選定【総合評価落札方式(1:3)、評価テーマ無し】の試行、および一括審査方式の試行を継続実施する。
- 設計・工事の効率化を図るため、事業の初期段階における、地質調査業務では「地質リスク調査検討」、測量業務では「3次元ベクトルデータ作成」など、高度な技術が要求される業務において、プロポーザル方式等による発注を拡大する。
- 技術力の差を適切に評価する取り組みとして、詳細設計業務において、下流側の工事段階での品質向上や生産性向上等を図るため、技術評価点においてより適切な得点差が生じることを期待し、「実施方針」に新技術活用に関する留意事項を記述させる等の試行を実施する。

2. 担い手確保・育成

- 担い手の中長期的な育成・確保の観点から、受注者の集中及び競争性の確保等に留意しつつ、地域の実情に合わせ、若手技術者の配置を促す入札契約方式(タイプⅠ～Ⅲ)の取り組みを継続する。
- 地域企業の活用を図るため、業務の特性に応じて、適切な地域要件の設定やチャレンジ型等による入札契約手続きを拡大・継続する。

3. 条件明示の徹底

- 条件明示の徹底を、全ての詳細設計業務において原則実施する。なお、条件明示チェックシート(案)が活用できる工種については、積極的に活用する。
- 条件明示チェックシート(案)が活用できる工種においては、明示する条件が適正であるか確認することが有効と判断される業務を対象に、確実な条件明示のための体制として、「設計業務の条件明示検討会」等を開催し、明示すべき設計条件について確認するものとする。

4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とし、業務スケジュール管理表の作成、管理を試行する。
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)
業務スケジュール管理表の作成及び管理は、原則として受注者が行うものとする。
- 詳細設計業務及び検討業務については、適正な履行期間を確保するため「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援（試行）について」（令和元年12月10日付国技建管第19号）に基づく取組を引き続き推進する。
- 業務スケジュール管理表は、当面の間は「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援（試行）について」（令和元年12月10日付国技建管第19号）で通知した、【履行期間設定支援型】又は【検討業務型】の様式を発注者が配布することで作成にかかる受注者の負担軽減を図るものとする。なお、適宜業務内容に応じて受発注者双方が利用しやすい様式に変更することは妨げない。
また、試行を通じて作成、管理した業務スケジュール管理表や業務内容に応じて新たに作成、管理したスケジュール管理表については、その活用状況を報告すること。
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- 業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- 業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】を配布する際には、発注者が想定する履行期間の内訳について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図るものとする。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、適切な履行期間の確保を図る。

5. 履行期限の平準化

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)
- 3月に集中している納期の山を他の期間に分散させる業務サイクルの見直し検討を引き続き実施し、建設生産・管理システム全体で平準化を図る。
- 業務サイクルの見直し検討にあたっては、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、年内納期とする早期発注や国債・翌債の活用等により、適正な履行期間を確保した上で公告時期から履行期限までを考慮した四半期毎の発注計画を作成し、計画に基づいた業務発注に努める。
- 中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期50%、下半期50%を目指すこととし、令和2年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、各地整等で目標を設定し、達成に努める。
また、業務の実施状況(発注方式、契約日、契約額、履行期間等)について報告する。

第1四半期 10%以上

第2四半期 10%以上

第3四半期 20%以上

第4四半期 60%以下

なお、真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮する。

- 業務執行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。
- 国や地方公共団体等の発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、第4四半期の履行期限について、別途設定する全国統一指標に基づき調査を行い、その結果をとりまとめ、発注者協議会等で公表する。

<業務入札契約段階>

6. 技術的なマネジメント業務(事業促進PPP、PM、CM)の評価

- 事業促進PPP、PM、CMの各業務のテクリス登録が確実に行われ、業務の経験・実績が蓄積されるようにするため、調査職員は、土木設計業務等共通仕様書第1編第1110条に基づき、受注者よりテクリスの「登録のための

確認のお願い」の確認を依頼された場合は、業務キーワードに、「PPP（官民連携）」、「PM（プロジェクトマネジメント）」、「CM（コンストラクション・マネジメント）」が入力されていることを確認する。

- 業務の特性に応じ、高度な技術的マネジメントを行うプロポーザル方式により発注した業務の評価においては、事業促進 PPP、PM、CM の各業務の実績を表彰の項目で加点評価する手法等を引き続き実施する。
- 国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン（平成 31 年 3 月 25 日付国官技第 425 号）について、大規模災害復旧・復興事業や平常時の大規模事業等での活用を図る。

<業務履行段階>

7. 受発注者のコミュニケーション円滑化等に係る取組

(1) 合同現地踏査

- 原則、橋梁、トンネル、河川構造物（樋門・樋管等）、ダム等の大規模構造物に関する詳細設計業務について、合同現地踏査を実施する。その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施する。（受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。）
- 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- 合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。

(2) 合同現地踏査等における地質技術者等の参画による品質確保

- 地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地踏査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

(3) ワンデーレスポンス

- ワンデーレスポンスの取り組みを全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

- 業務履行中に受注者から設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とするが、回答に検討期間を要する場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答を行う。なお、回答期限を超過する場合は新たな回答期限の連絡を徹底する。(ワンデーレスポンスは全て1日で回答するという誤解を防ぐ。即日回答より回答内容の確実性を重視する。)
- 回答に重要な判断が必要となる場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の確実性を重視する。(回答精度の向上に努める。)

(4) 業務環境の改善に向けた取組

- 調査・設計等分野における業務環境の改善に向け、業務環境改善実施要領(案)に基づくウィークリースタンスの取組を積極的に推進する。
- 日々の業務執行の効率化を高めるため、Web会議等の取組を、受注者の意向を確認した上で、全ての業務で1回以上試行する。また、業務へのASPを活用した協議事項に関する回答期限に対する回答システム(仮称)を、一部地整の一部業務で試行する。
- 電子納品の更なる省力化、効率化を図るため、ASPを活用している業務については、インターネットを介して電子成果品を納品するオンライン電子納品を準備が整い次第実施する。

8. 設計成果の品質確保に向けた確実な照査の実施

- 全ての詳細設計業務を対象とし、「詳細設計照査要領」に基づき確実な照査を実施する。
- 設計業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。成果品納入時以外においても、重要構造物に関する詳細設計業務等において、照査技術者自身からの照査報告を積極的に実施する。
- 詳細設計における照査体制の強化、いわゆる「赤黄チェック」を適切に運用することで、より一層の成果品の品質向上に努める。
- BIM/CIM活用事業においては、3次元モデルによる照査を実施するなど、より一層の成果品の品質向上に努める。照査の実施にあたっては、BIM/CIM成果検査シート等を活用する。

- 業務成果品に関して、三者会議等において修正のあった業務、業務完了時に修正指示がなされた業務、適切な履行がなされなされなかった業務等については報告すること。

<災害時における対応>

9. 災害時等の対応

(1) 災害対応業務の早期発注及び契約の弾力的運用

- 災害対応については、災害協定等に基づき随意契約等を積極的に活用する。
- 業務を実施する中で当初想定していた内容を見直す必要が生じた場合には、繰越制度を適切に活用するなど、引き続き履行期限の平準化に向けた取組を推進する。
- 一時的に過度に集中する業務等の平準化については、今後とも検討を実施する。
- 見積りを活用した積算を行うなどにより、適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努める。

(2) 被災地域の業務に対する弾力的運用

- 調査現場の状態が変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは一時中止措置をとるよう地整内等に周知を図る。

(3) 被災地域外からの応援に対する弾力的運用

- 大規模災害時の災害対応については、業務においても一時中止措置をとるよう地整内等に周知を図る。
- 直轄事業においては、標準歩掛がないものについては旅費・宿泊費等も含め精算変更により対応をしており、今後も精算変更による対応を継続する。
- 一時中止措置等の意向確認等、業界団体等への働きかけを継続的に実施する。

<BIM/CIM>

10. BIM/CIMの推進

- 橋梁、トンネル、河川構造物（樋門・樋管等）、ダム等の大規模構造物の予

備設計及び詳細設計において、原則 BIM/CIM 活用の対象（発注者指定型又は受注者希望型）として発注するとともに、大規模構造物以外や概略設計等の事業の初期段階においても積極的に BIM/CIM の活用を対象とする業務の発注に努める。また、前工程における 3 次元データの成果品が貸与可能な業務は原則 BIM/ CIM 活用の対象として発注する。

- 発注者指定型により BIM/CIM 活用業務を実施する場合は、「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」(平成 31 年 4 月 1 日付け国官技第 404 号、国総公第 120 号) 別紙-9 BIM/CIM 活用業務実施要領に基づき発注者が求める BIM/CIM 活用項目について選定し、特記仕様書等に記載する。受注者希望型により BIM/CIM 活用業務を実施する場合であっても、BIM/CIM 活用項目について選定し、特記仕様書等に記載するよう努める。なお、BIM/CIM 活用項目の選定にあたっては、発注者自らの業務効率化に資する項目を選定するものとし、受注者の自主性を尊重するものとする。
- 「発注者における BIM/CIM 実施要領(案)」(令和 2 年 3 月 2 日付け国官技第 351 号、国港技第 81 号)に基づき発注者の責務を果たすとともに、「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)」(令和 2 年 3 月 2 日付け国官技第 352 号、国港技第 82 号)等を参考に受発注者の良好なコミュニケーションに努めるとともに、情報共有システム等を活用し、受発注者を含めた当該事業に関わる関係者間における 3 次元モデル等の情報共有を促進する。
- 従来の 2 次元図面の利用にとらわれず、受発注者が協同して BIM/CIM 活用の効果を高めるよう努力するとともに、「3 次元モデル表記標準(案)」(令和 2 年 3 月 25 日付け国官技第 403 号)に基づき、契約図書としての要件を具備する 3 次元モデル等の作成・納品を行う業務の発注に努める。
- 後工程における電子成果品の活用を図るため、「BIM/CIM 成果品の検査要領(案)」(令和 2 年 3 月 25 日付け国官技第 407 号)に基づき成果品の検査を実施するとともに、「BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説」(令和 2 年 3 月 25 日付け国官技第 406 号)に基づく電子納品を徹底し、3 次元モデル等の確実な蓄積を行う。
- 「段階モデル確認書」の活用を試行する業務にあっては、「BIM/CIM 事業における「段階モデル確認書」作成手引き【試行版】(案)」(令和元年 5 月 16 日付け国官建調第 1 号)に基づき段階モデル確認書を作成するとともに、3 次元モデル等の確認を実施する。
- 平成 31 年 3 月 12 日に公表した全国 10 事務所の「i-Construction モデル事務所」にあっては、3 次元情報活用モデル事業において先導的に 3 次元データの利活用を図るため集中的かつ継続的な BIM/CIM の活用を実施す

るとともに、その他の業務においても積極的な BIM/CIM の活用に努める。
また、3次元モデル等を活用する場合の効果をフォローアップするとともに、前工程で決定しておくことで後工程の効率化に資する項目について抽出し、その他の事業におけるフロントローディングに向けた整理及び業務改善を行う。

- 前述の「i-Construction モデル事務所」にあつては、目的意識を持って BIM/CIM に取り組むため、発注者として重点的に活用を図る検討項目を明確にしたうえで BIM/CIM 監理業務等の活用を図るとともに、学識経験者を交えた検討会等を通じて得られた知見を反映し、BIM/CIM 活用による業務改善に努める。
- BIM/CIM の実施状況等、本省が進捗を把握するために定期的に実施するフォローアップに必要な情報を把握し、適宜報告する。